

尼崎市高層建築物等防災計画書 作成要領

尼崎市都市整備局建築指導課
尼崎市消防局

平成29年4月

まえがき

社会の多様なニーズ、建築技術の進展により、高層化、大規模化、複合化した建築物に対して、様々な防災対策が検討され、火災安全対策はもちろん潜在する新たな災害、不測の事態に対する対策も求められるようになりました。

本市では、そういった総合的な見地から、建築物の防災上の安全性の確保を目的とした兵庫県の「高層建築物等防災計画書の作成等に関する指導要綱（平成13年8月1日施行）」を踏まえ一定以上の高さ、規模をもつ建築物について、防災計画書の作成を指導しています。

高層あるいは大規模の建築物の防災計画は、ただ単に建築基準法、消防法等の法令に適合しているというのではなく、高齢者、身体障害者等の災害弱者への配慮や建築物の構造形状、利用形態等あらゆる状況を考慮して作成される必要があります。さらに、今後発生が想定される東南海・南海地震等に対しては、特に長周期地震動による揺れに対する防災性能の確保も必要です。

また、防災計画書が建築物の維持保全を含めた管理体制及び防災対策の指針として建物の所有者又は管理者に引き継がれ有効に活用されることが重要です。

防災計画書の作成にあたっては、尊い人命や財産を火災等の災害から守るため、より優れた防災計画が提案され、安全性をどのように確保するかを明確にし、関係者全てが防災計画に対する意義を理解され、より安全で安心な建築物を実現されることを願います。

防災計画書作成要領 目次

【 1 】	防災計画書の作成について	3
【 2 】	防災計画書の適用の範囲	3
【 3 】	防災計画書の取扱い	4
【 4 】	防災計画書作成基準	5
【 5 】	防災計画書作成のフロー	6
【 6 】	作成に当たっての注意事項	7
【 7 】	防災計画書の記載事項	9
	様式	17
	表紙（製本）	21
	目次（記載事項）	22

【1】 防災計画書の作成について

1. 防災計画書を作成することの目的

防災計画書は、建築物が建築基準法、消防法等による防災関係の個々の規定に適合するだけでなく、それぞれの計画条件に適合した総合的な防災安全性を確保していることを確認するために作成するものです。

2. 防災計画書を作成することの意義

- (1) 設計者や建築物の所有者などが、建築物の「防災」や「安全」について、体系的・総合的に考え計画する機会が得られる。
- (2) 防災のシステムについて、いざという時に「安全」「確実」に働くかどうかを防災計画書の中でチェックすることができる。
- (3) 設計段階での安全達成の計画を、後の維持・使用の段階に正しく伝える機能も有していること等が考えられる。

このような趣旨に沿って建築指導課・消防局予防課・消防防災課（以下「関係各課」という。）との協議を進めながら、設計者や所有者（管理者・占有者）などが建築防災について十分認識・理解した上で、防災計画書を作成し、維持管理においても役立つようなものとする必要があります。

【2】 防災計画書の適用の範囲

1. 対象建築物

本市では、兵庫県の「高層建築物等防災計画書の作成に関する指導要綱」（平成13年8月1日施行）を踏まえ、次のいずれかに該当する建築物の新築、増築、改築の計画時には、建築確認申請を提出する前に防災計画書を作成するよう指導しています。

* 高さの算定は、建築基準法施行令第2条第1項第6号による。

* 建築基準法第18条第2項に基づく計画通知に係る建築物についても、防災計画書の作成指導を行います。

(1) 高さ31mを超える建築物

ただし、高さが31mを超える部分に居室若しくは居室の一部を有しない建築物、又は、高さが31mを超える60m以下の部分が共同住宅で2以上の階段が設けられた建築物は対象外とする。

(2) 建築基準法施行令第147条の2各号のいずれかに掲げる建築物

建築基準法施行令第147条の2各号 抜粋

- 一 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）又は展示場の用途に供する建築物で、3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
- 二 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
- 三 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前二号に掲げる用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
- 四 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの

(3) 増築、改築の場合、その部分が上記(1)又は(2)に該当する建築物

(4) 不特定多数が利用する建築物で特に必要と認めるもの

2. 建築防災計画評定を要する建築物

対象建築物のうち、次のいずれかに該当する建築物は、市において防災計画書の作成指導を受けた後、防災評定業務を実施している建築基準法第77条の56に基づく性能評価機関(以下「評価機関」という。)に建築防災計画評定を受けるものとします。

(注) 評定を受けるにあたり、事前に評価機関と調整を行ってください。

- (1) 対象建築物の(1)のうち、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの
 - (イ) 非常用の昇降機の設置を要するもの
 - (ロ) 避難安全検証法の規定を適用するもの
- (2) 対象建築物の(2)のうち、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの
 - (イ) 5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの。
 - (ロ) 3以上の階をその用途に供する建築物で、床面積の合計が10,000㎡(駐車場の面積を除く)を超えるもの。
- (3) 増築、改築の場合、その部分が上記(1)又は(2)に該当する建築物
- (4) 不特定多数が利用する建築物で特に必要と認めるもの

【3】 防災計画書の取扱い

1. 建築確認申請との関連

建築確認申請書は、建築物防災計画協議済通知書の受理後に申請してください。

2. 計画に変更が生じた場合

建築物防災計画報告書の提出後に計画を変更する場合は、計画の変更内容により防災計画書の変更が必要となる場合があるので、変更内容に該当する工事に着手する前に協議してください。

その際、次の図書を提出してください。

- (1) 変更箇所の一覧表(変更理由も明記すること)
- (2) 防災計画書における変更部分の図書(新旧対照等、分かりやすくすること)

3. 建築物の管理者への引継

防災計画書はただ単に作成指導を受けたというのではなく、建築物が完成した後、建築物の所有者、管理者にも引き継ぎ保存され、活用されて初めてその効力を十分に発揮するものといえます。

建築物が当初の防災性能を維持し続け、また警報、避難、消火等の防災体制がゆるぎないものであり続けるためには、防災計画書がその要となり、十分に活用されることが必要です。

【4】 防災計画書作成手順

実施設計の手戻りを避けるためにも、基本計画の段階での打合わせが必要ですので、防災計画書の協議期間は概ね3ヶ月とお考え下さい。

なお、建築防災計画評定を受ける場合には、評定に要する期間も考慮し作成してください。

1. 事前相談・協議

対象建築物を建築しようとする者は、平面計画が確定するまでに関係各課と基本的事項、防災計画の取扱いについて来庁のうえ、窓口にて相談してください。なお、確実に協議を行うため電話による相談は行いません。

必要に応じて、建築物の概要書、計画内容が分かる資料を提出してください。

その後計画がまとまってきたら、防災計画について、防災計画書（初版）を4部提出して関係各課と協議してください。

また協議した事項に基づいて、協議経過報告書（第3号様式）をまとめてください。

2. 防災協議会

防災計画の内容により防災協議会を開催する場合があります。この場合は、設計者及び建築主（管理者・占有者）が出席し、計画概要を説明していただいた後、関係各課で協議を行い、指導事項をお伝えします。

指導事項については、回答あるいは処置を検討のうえ、協議経過報告書（第3号様式）にまとめた上、関係各課と調整してください。

3. 防災計画書の提出

事前協議、防災協議会での内容等をふまえ、関係各課と調整の上、防災計画書（改訂版）を建築指導課に1部、消防局予防課へ3部提出してください。その内容について審査し返却しますので、内容を修正のうえ防災計画書（最終版）6部（うち1部に第1号様式、建築物防災計画報告書を添付）提出してください。

申請者に、2部（うち1部に第2号様式、建築物防災計画協議済通知書を添付）返却します。

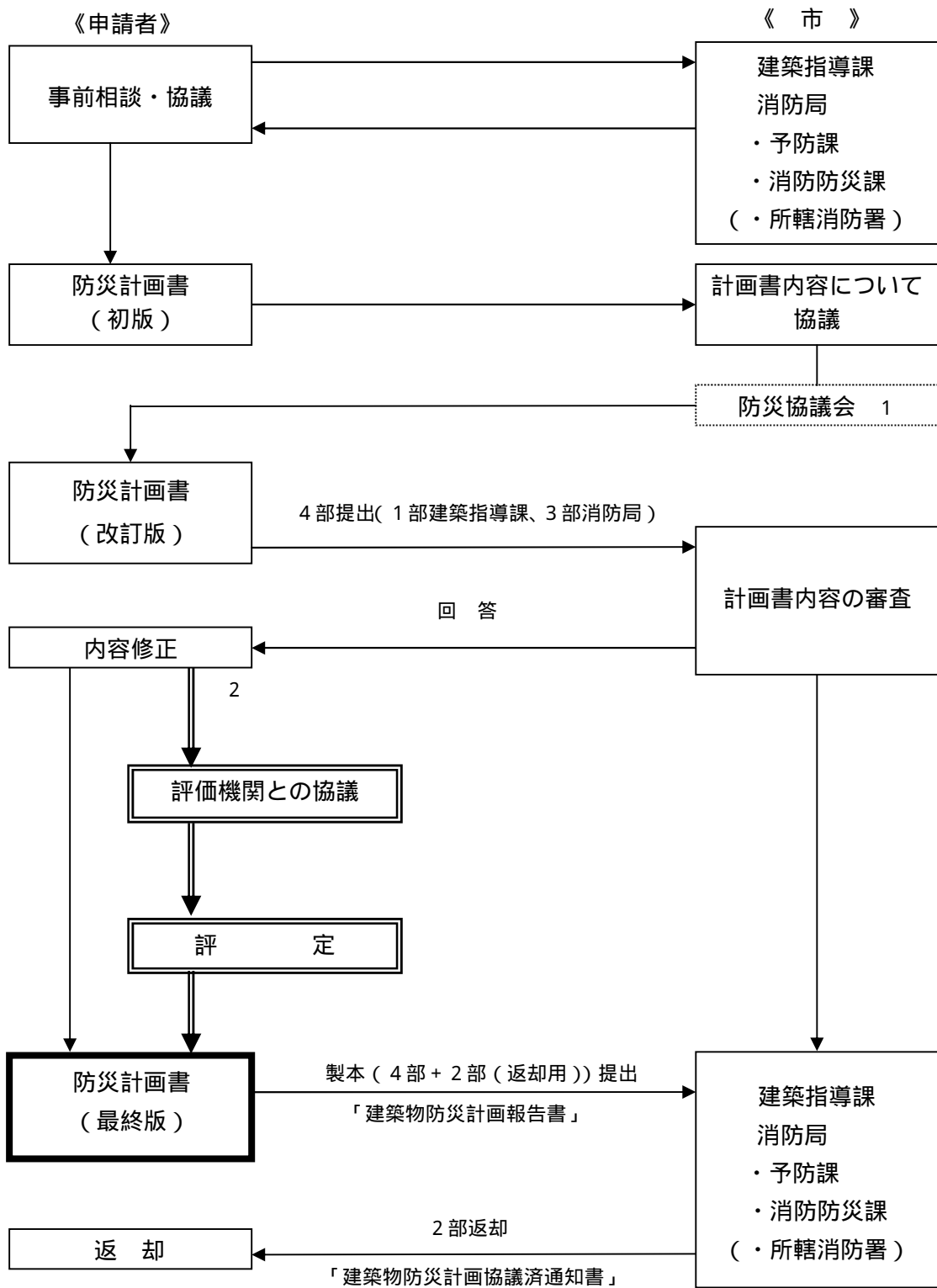
< 評価機関の評定を受ける場合 >

あらかじめ評価機関と調整していただき、関係各課との協議・審査内容をふまえて評定を受けてください。

評定完了後に防災計画書（最終版）6部（うち1部に第1号様式、建築物防災計画報告書を添付）提出してください。

申請者に2部（うち1部に第2号様式、建築物防災計画協議済通知書を添付）返却します。

【 5 】 防災計画書作成のフロー



- 1 必要に応じて防災協議会がある場合があります。
- 2 防災評定の必要な場合

【6】 作成にあたっての注意事項

1. 防災計画書の内容

防災計画書の作成にあたっては、(財)日本建築センター発行の「新・建築防災計画指針」を参考にしてください。

なお、建築防災計画評定を受ける場合は、別途評価機関の指示によってください。

2. 共通指導事項

尼崎市高層建築物等防災計画書作成要領については、関係法令の遵守のみにとどまらず、より安全性の高い建築物を目指したものであり、建築防災計画指針の内容も踏まえ、以下の指導事項にも特に留意して計画して下さい。

個別の指導事項については具体的な計画に応じて、内容協議することとなります。

(1) 避難計画

敷地内の避難用通路は、他の用途の部分と重複せず有効幅員 1.5mを確保する。車路等と重複する場合は、避難用通路であることを明確にする。

避難時における安全確保の観点から、居室の面積にかかわらず、2以上の直通階段をバランスよく設置する。

避難経路は日常的に使用する経路と同一であることが望ましい。また、誘導方法や動線計画は、単純明快なものとする。

特別避難階段の設置を必要とする建築物において、緩和規定の適用により特別避難階段の設置の免除を受ける場合には、避難階段とする。

各居室からの避難経路において、電気錠で施錠管理されている場合、電気錠の故障等による閉じ込め防止のため、手動等により解錠できるように対策をとる。

ホテル、病院、老人福祉施設等(消防法施行令別表第1(6)項に掲げる建築物)については、消防活動及び避難上有効に、バルコニーを外壁周囲に連続させて直接階段室(附室)に到達できるように設置する。

(2) 防火区画

面積区画については、面積の数的クリアを目的とするのではなく、避難経路や水平避難などの安全区画を考慮した配置計画とする。

全館避難安全検証を行うことにより、防火区画等の適用除外が認められた場合であっても、消防活動拠点の設置等に配慮した防火区画の計画とすること。

(3) 防災設備

消防用設備等の詳細については、工事整備対象設備等着工届出書または消防用設備等工事計画届出書により別途審査する。

防火水槽を設置する場合は、防火水槽の取水部分(採水口)と連結送水口を隣接して設ける。

消防隊の進入経路において、管理上施錠する必要のある扉については、自動火災報知設備連動で解錠する構造となるよう計画する。また、共同住宅の共用玄関にオートロックで施錠されている場合には非常時開錠装置を設ける。

非常用照明及び誘導灯は、火災時及び停電時に在館者が迅速かつ安全に避難できるように配置し、避難上有効な照度及び点灯方式等とする。また、防災設備のポンプ室、ボンベ室、アラーム弁室等に非常用照明を設置する。

(4) 内装計画

内装の不燃化は、出火防止、延焼拡大防止、発煙量の減少及びフラッシュオーバーの遅延上有効であるため、天井、壁、間仕切等、全般的に不燃化をはかり、避難経路である廊下等の共用部については不燃材料、その他は準不燃材料以上の仕上げとする。

また、スプリンクラー設備が設置されていても同様に不燃化に努め、準不燃材料以上の仕上げとする。

カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用する。特にホテルや旅館、社会福祉施設など就寝施設では、寝具類等についても原則として防災製品を使用する。

(5) 排煙設備

避難経路にあたる廊下等は、告示第 1436 号(平成 12 年)の規定は適用せず、自然排煙設備又は機械排煙設備を設ける。

機械排煙設備を設置する場合は、排煙口は防災センター等から遠隔起動できるように計画する。

(6) 非常用エレベーター

複数台設置する必要がある場合は、消防活動上及び避難上、有効な間隔を保って計画する。

乗降口ビーの出入口に設ける特定防火設備は、ホース通過口を設置する。

消防運転用のキーは防災センターに常備しておく。

かごの奥行き(トランク付の構造とした場合はその部分を含む)は、2 m 以上とする。

(7) 防災センター(中央管理室)

位置については、消火活動の拠点となるため、避難階(その直上階又は直下階となる場合は、安全な他の部分と区画された経路を確保する。)に設け、かつ、出入口については消防隊ができるだけ最短で進入できる位置に設ける。

耐火構造の床若しくは壁または常時閉鎖式の特定防火設備で区画する。

壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについては、不燃材料とする。

告示第 1436 号(平成 12 年)の規定は適用せず、自然排煙設備又は機械排煙設備を設ける。

3. 防災計画書の様式について

- (1) 防災計画書(最終版)はA4版で見開き製本とします。ただし、防災計画書最終版まではA3左綴じ等の簡単なもので構いません。
- (2) 図面は実施設計図等をそのまま縮小したものではなく、必要に応じ適宜着色するなどにより、防災計画書の趣旨に即した分かりやすいものとしてください。
- (3) 関係各課との協議内容を協議経過報告書(第3号様式)にまとめて防災計画書の始めに綴じこんでください。

【7】 防災計画書の記載事項

防災計画書の内容については、以下に示す各項目についてまとめてください。なお、評価機関の評定を受けるものについては、各評価機関の防災計画の作成要領に基づいて作成してください。

1. 建築物の概要

1-1 建築概要

- ・ 建築物名称
- ・ 建築場所
- ・ 地域地区、その他指定事項
- ・ 主要用途(消防法施行令別表第一による分類も記入)
- ・ 工事種別
- ・ 敷地面積
- ・ 建築面積、建ぺい率
- ・ 延べ面積
- ・ 容積対象床面積、容積率
- ・ 階数
- ・ 高さ(建築基準法上の最高の高さ、軒高、基準階の階高)
- ・ 構造種別
- ・ 駐車台数、駐車場面積、駐車方式(屋内、屋外、機械式、自走式等)
駐車場位置
- ・ 各施設規模(ホテルの客室数、共同住宅の戸数、劇場の観客数、店舗の売り場面積等)
- ・ 各階別床面積(各階の用途も記入)
- ・ その他適用される建築基準法による特例制度等

1-2 付近見取り図

方位、敷地境界線を明確に記入するとともに、最寄りの消防署の位置と計画地までの距離及び所要時間を記入してください。

1-3 建築計画の概要

全体計画について簡潔に記入してください。配置図、概念図、パース等を使って分かりやすく説明してください。

1 - 4 設備計画の概要

(1) 電気設備

受変電設備の概要、電気室の位置、非常用電源の種別等について記入してください。

(2) 空気調和・換気設備

冷熱源設備の概要、空気調和方式、換気方式等を記入してください。

(3) 衛生設備

給水設備の概要、各種消火用水量、給湯方式等について記入してください。

(4) ガス設備

使用場所、ガス安全対策について記入してください。共同住宅については、給湯器の設置場所を記入してください。

(5) 昇降機設備

位置を各階平面図に記載し、種類、仕様、停止階及び非常時の管制運転方法について記入してください。

2. 防災計画の基本方針

2 - 1 防災計画上の特徴

基本的な考え方、防災計画上留意した点について、建築主、設計者の防災理念を記入してください。

2 - 2 敷地と道路

配置図又は避難階平面図に外周道路、広場、敷地内通路、避難出口、敷地内避難経路、消防活動用空地（必要に応じて消防車両の進入出軌跡）、消防隊進入経路、防災センター位置、消防用設備等（連結送水管水口等）の位置、非常用エレベーターの位置等を着色等により明確に記入し、簡単な説明文をつけてください。

2 - 3 避難階の位置

避難階が2以上ある場合や、屋上一時避難場所及び低層部屋上を經由して避難できる場合は、断面模式図等によりその状況を説明してください。

2 - 4 防火区画・防煙区画

用途区画、面積区画、水平区画、竪穴区画等の防火区画の設定方針及び防煙区画の設定方針について簡潔に記述してください。

なお、必要に応じて居室と廊下（第1次安全区画）、廊下と階段室、非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段附室（第2次安全区画）と廊下との出入口の断面図を添付して高さ関係を明らかにしてください。

その他必要に応じカーテンウォール、ダクトスペース等シャフト廻り、給排水管、配電管等、防煙垂れ壁部分、自然排煙口等の防火・防煙区画及び貫通部の処理方法が分かるように矩計詳細図、断面図、平面詳細図等を添付してください。

2 - 5 安全区画

安全区画の設定方法、避難経路の設定方法について簡潔に記述し、基準階について平面図で区画、避難施設、避難動線を着色等により明確に示してください。

2 - 6 各階区画図

各階平面図（主要寸法を記入のこと）に防火区画・防煙区画の位置（間仕切り壁と垂れ壁とは区別し、不燃間仕切、可動垂れ壁等を明記する。）排煙方式の区別（機械排煙または自然排煙）及び防火設備等（防火戸、防火シャッター等の性能）の種別等を色分け、記号化して記入してください。（防火戸等の種別については凡例を記載すること）

2 - 7 防災設備の計画概要

防災設備を建築物の用途、規模、形態による防火特性に総合的、有機的に対応させ、有効に機能するよう計画してください。

2 - 8 防災設備システム

防災設備システムの概要を系統図及び作動フローチャートで示してください。

2 - 9 防災設備機器一覧表

各階ごとの各種防災設備機器の設置状況を一覧表として示してください。

特例扱いのもの及び法令によらず自主的に設置したものは、記号等で区別してください。

2 - 10 内装計画

内装計画の方針についても記し、間仕切材料及び主要部分の内装材料を一覧表として示すとともに、不燃、準不燃材料等の区分を記入ください。また、備品、寝具、じゅうたん、カーテン等の防災性能についても記入してください。

2 - 11 特記事項

上記の各項目以外に、防災計画に特に記すべき事項があれば記述してください。

3 . 火災の発見、通報及び避難誘導

3 - 1 自動火災報知設備

受信機、感知器の種類、警戒区域、発報の表示の方法等について簡潔に記述し、系統図及び作動フローチャートを記入してください。

3 - 2 非常電話

非常電話の設置位置、操作、表示の方法等について簡潔に記述し、系統図及び作動フローチャートで示してください。

3 - 3 消防機関への通報装置

通報装置の種類、設置位置等について簡潔に記述してください。

3 - 4 非常放送設備

非常放送設備の操作方法、放送範囲等について簡潔に記述し、系統図及び作動フローチャートを記入してください。

3 - 5 非常用照明設備及び避難誘導灯

非常用照明設備等の種別、種類、取付け方法及び点灯方式等について簡潔に記述し、系統図及び作動フローチャートを記入してください。

3 - 6 避難指令の方法

3 - 1 から 3 - 5 の各設備の運用方法又は設備によらない避難指示・避難方法について記述してください。

4 . 避難計画

4 - 1 避難計画の概要

(1) 避難対象人員

各階の主要用途、避難対象人員を一覧表で示してください。

(2) 避難施設の概要

各階段、エレベーターの平面上の位置を示した上、断面模式図等により、各階段、エレベーターの縦動線の概要を説明してください。また、階段の幅員、踏面、蹴上等の寸法についても記入してください。

4 - 2 基準階の避難計算

(1) 避難経路

平面図に、安全区画、各居室から階段室に至る避難経路、避難経路上の廊下幅員、開口部（扉等）の有効幅員、居室避難計算に係る各歩行距離及び避難バルコニー等の避難施設を記入してください。

(2) 計算の前提条件

各室の収容人員の想定、出火場所と避難方向の想定、その他の避難時間の計算を前提とした事項について記入してください。

(3) 居室避難計算

「新・建築防災計画指針」に示す方法等により、居室避難時間のチェックを行ってください。なお、各数値、計算式（公式）及び計算結果を一覧表で示してください。

(4) 各階避難計算

原則として、各階段のそれぞれについて、廊下避難時間、廊下滞留面積、各階避難時間及び附室面積のチェックを行ってください。なお、各数値及び計算結果を一覧表で示してください。

4 - 3 特殊階の避難計算

基準階にならない、各数値、計算式(公式)及び計算結果を一覧で示してください。

5 . 排煙及び消防活動・消防用設備等

5 - 1 排煙設備の概要

排煙方式、系統区分について説明してください。

5 - 2 排煙系統説明図

排煙ダクトの系統図を添付し、排煙系統区分について説明してください。

5 - 3 排煙口位置図

各階平面図に、排煙口位置及びダクト経路並びにダンパー位置を記入してください。

天井裏チャンバー方式の場合には、天井裏の梁、空気調和・換気ダクトその他配管等の状況を示す説明図及び天井伏図を必要に応じて添付してください。

5 - 4 非常用進入口位置図

2 - 5 の各階平面図に記入してください。

5 - 5 非常用エレベーター

設置場所、仕様、運転システム及び乗降口ビードへの進入路について記入してください。

5 - 6 屋内消火栓設備

概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入してください。

5 - 7 スプリンクラー設備

概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入してください。

5 - 8 その他の各種消防用設備等

不活性ガス消火設備、泡消火設備、連結送水管その他の各種消防用設備等について、概要、設置場所、系統説明図及び作動フローチャートを簡潔に記入してください。

5 - 9 屋上緊急離着陸場(ヘリポート)等

概要、設置場所、避難の方法、消防活動上配慮したこと等を簡潔に記述するとともに、平面図、立面図に記入して示してください。

5 - 10 防火水槽等

概要、設置位置、構造、容量等を簡潔に記入してください。

6 . 長周期地震動対策

高さが60mを超える建築物、いわゆる超高層建築物の場合は、以下の長周期地震動対策に係る事項及び内容を記入してください。この場合、長周期地震動対策を6とし、管理運営は7、付図は8と番号を付してください。

6 - 1 玄関、階段室のドアの損傷防止対策

ドアの枠が変形し開閉が困難となることが無いようにする対策（耐震型ドアとする、ドアを含む壁に耐震スリットをとるなど）について記述し、基準階平面図に設置位置を示してください。

6 - 2 エレベーターの閉じ込め対策

地震時管制運転装置の設置について記入してください。

6 - 3 家具等の固定・配置対策

家具、空調室外機等の転倒による人身事故が発生しないように、それらの固定・配置対策について記入してください。また、固定・配置対策の実施について建物所有者に周知することについて記入してください。

6 - 4 その他

以下に例示するような特別な配慮をした場合にはその内容、及び災害時における在館者の対応について記入してください。

- (1) 中間階避難施設（避難設備）
- (2) 備蓄設備
- (3) 全館逐次避難計画等のソフト対策
- (4) 緊急地震速報の活用（館内放送設備等）等

7 . 管理・運営

7 - 1 防災センター（中央管理室）

防災センターの位置、外部からの進入経路及び防災施設・防災設備の管理方法について簡潔に記述するとともに、防災監視盤における各種設備の管理制御機能を一覧表で示してください。

7 - 2 各設備の作業シーケンス

各設備に関して、防災センターにおいて高度の管理制御が行われる場合には、本章の「3 火災の発見、通報及び避難誘導」及び「5 排煙及び消防活動・消防用設備等」に記載した各設備を含め、まとめて作動シーケンスを一覧表で示してください。

7 - 3 維持管理の形態

防災面の維持管理の主体及び防火管理組織を、可能な限り具体的に記入してください。

7 - 4 維持管理の方法

防災設備の維持管理（点検整備）の方法、避難、消火訓練の方法、火災予防の方法について、その計画又は方針を記入してください。

8 . 付 図

8 - 1 各階平面図

8 - 2 立面図

8 - 3 断面図

8 - 4 その他

- (1) 各階区画図等により、その詳細が十分判読できる場合は、省略しても結構です。
- (2) 図面は、維持管理において管理者が使用するものであることに配慮し、理解しやすいように作成してください。
 - ・図面の大きさはA3版程度に揃えてください。
 - ・字句等は鮮明なものとしてください。なお、必要なこと以外は記入しないでください。
 - ・壁、窓、扉等が判読できるようにしてください。
- (3) 建築基準法第86条の規定による一定の複数建築物に対する制限の特例を受けた場合又は敷地外の施設と防災計画上密接な関係が有る場合は、当該防災計画対象外の施設についても図面を付けてください。
- (4) 必要に応じて、矩計図・断面図・平面詳細図を付けてください。

建築物防災計画報告書

平成 年 月 日

尼崎市 市長様

建築主
住所

氏名 印

下記について建築防災計画書を作成しましたので、報告します。

建築計画名称		
設計者 住所・氏名		
代理者 住所・氏名		
建築物の敷地 (地名・地番)		尼崎市
用途 ・ 規模	主要用途	
	延べ面積	m ²
	階数	地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階
	高さ	m
建築防災計画書評定		評価機関名 評定番号 平成 年 月 日
* 受付欄	* 特記事項	

1 * 印のある欄は記入しないで下さい。

2 建築防災計画書評定の欄は、評定を受けた場合のみ記入して下さい。

建築物防災計画協議済通知書

平成 年 月 日

建築主

住所

氏名

様

尼崎市長

下記について防災協議を終了し、建築防災計画書を受理しましたので、通知します。

建築計画名称		
設計者 住所・氏名		
代理者 住所・氏名		
建築物の敷地 (地名・地番)		尼崎市
用途 ・ 規模	主要用途	
	延べ面積	m ²
	階数	地上 階 / 地下 階 / 塔屋 階
	高さ	m
建築防災計画書評定		評価機関名 評定番号 平成 年 月 日
* 受付欄		* 特記事項

1 *印のある欄は記入しないで下さい。

2 建築防災計画書評定の欄は、評定を受けた場合のみ記入して下さい。

協議経過報告書

建築計画名称		日時	年 月 日
協議機関		打合場所	
備考欄			
指摘及び検討事項	回答及び措置	ページ	

協議経過報告書

指摘及び検討事項	回答及び措置	ページ

(全 /)

(防災計画書最終版 表紙(製本)参考図)

建築計画名称

平成年月

設計者 建築主

建築計画名称
(仮称でも結構です)
防災計画書

平成年月

建築主：
住所
氏名

設計者：
住所
氏名

* 評価機関の評定を受けたものは、評価機関名、評定番号及び評定年月日を記入してください。

(目次記載事項参考図)

目 次

- 1．建築物の概要
 - 1 - 1 建築概要
 - 1 - 2 付近見取り図
 - 1 - 3 建築計画の概要
 - 1 - 4 設備計画の概要

- 2．防災計画の基本方針
 - 2 - 1 防災計画上の特徴
 - 2 - 2 敷地と道路
 - 2 - 3 避難階の位置
 - 2 - 4 防火区画・防煙区画
 - 2 - 5 安全区画
 - 2 - 6 各階区画図
 - 2 - 7 防災設備の計画概要
 - 2 - 8 防災設備システム
 - 2 - 9 防災設備機器一覧表
 - 2 - 10 内装計画
 - 2 - 11 特記事項

- 3．火災の発見、通報及び避難誘導
 - 3 - 1 自動火災報知設備
 - 3 - 2 非常電話
 - 3 - 3 消防機関への通報装置
 - 3 - 4 非常放送設備
 - 3 - 5 非常用照明設備及び避難誘導灯
 - 3 - 6 避難指令の方法

- 4．避難計画
 - 4 - 1 避難計算の概要
 - 4 - 2 基準階の避難計算
 - 4 - 3 特殊階の避難計算

- 5．排煙及び消防活動・消防用設備等
 - 5 - 1 排煙設備の概要
 - 5 - 2 排煙系統説明図
 - 5 - 3 排煙口位置図
 - 5 - 4 非常用進入口位置図

- 5 - 5 非常用エレベーター
- 5 - 6 屋内消火栓設備
- 5 - 7 スプリンクラー設備
- 5 - 8 その他の各種消防用設備
- 5 - 9 屋上緊急離着陸場（ヘリポート）等
- 5 - 10 防火水槽等

(6). 長周期地震動対策

- 6 - 1 玄関、階段室のドアの損傷防止対策
- 6 - 2 エレベーターの閉じ込め対策
- 6 - 3 家具等の固定・配置対策
- 6 - 4 その他

6.(7.) 管理・運営

- 7 - 1 防災センター（中央管理室）
- 7 - 2 各設備の作業シーケンス
- 7 - 3 維持管理の形態
- 7 - 4 維持管理の方法

7.(8.) 付図

- 8 - 1 各階平面図
- 8 - 2 立面図
- 8 - 3 断面図
- 8 - 4 その他

() 書きは高さが60mを超える建築物の場合。